

国鉄都第55号
令和7年10月3日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

鉄道局長
(公印省略)

供用開始前後において加算運賃を設定する際の取扱いについて

鉄軌道事業者が事業の供用開始前及び供用開始後に加算運賃を設定しようとする場合の取扱いについて下記のとおり定めることとしたので、遺漏なきよう取り計らうとともに、管下関係事業者にも周知徹底されたい。

記

1. 供用開始前における加算運賃設定について

(1) 認可

供用開始前における加算運賃を設定する場合は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第16条又は軌道法（大正10年法律第76号）第11条の規定に基づき、その上限を定め、国土交通大臣の認可を受けることとする。

この場合の適正な原価は、鉄軌道事業者が加算運賃を収受した上で実施する設備投資に係る減価償却費を前倒すこととし、減価償却費の50%を供用開始前の加算運賃による収入が超えないことを審査することを基本とする。

供用開始前に加算運賃を収受した事業の供用開始後の運賃設定については、加算運賃を設定して収受するほか、全般的な運賃改定を実施して収受することも妨げないが、いずれの場合も、あらかじめ収受した減価償却費に相当する収入を控除して運賃設定することが必要である。

【各年度における減価償却費の控除の考え方】

(運賃査定上の減価償却費) = (減価償却費) × {1 - (事前収受額/減価償却資産の取得価額)}

(2) 収受等計画（供用前）の策定及び提出

前倒そうとする減価償却費が適正かどうか確認する必要があるため、供用開始前に加算運賃を設定しようとする鉄軌道事業者は、以下の内容を記載した加算運賃収受等計画（供用開始前）（以下「収受等計画（供用前）」という。）を策定し、運賃設定認可申請時に申請書に添付するものとする。また、収受等計画（供用前）における事業の実施確実性等が確認できるよう、様式による工事計画書や工事施行認可申請資料、工事等の契約書等、適宜必要な資料を添付するものとする。

【収受等計画（供用前）の記載事項（任意様式）】

1 事業の概要

事業の種別、区間・箇所、総事業費、工事期間・工程等

2 加算運賃設定の詳細

設定区間、収受期間、加算運賃額その他の加算運賃収入の算出の基礎を記載した書類
添付書類

工事計画書その他の各記載事項の根拠となる書類

(3) 収受等計画（供用前）策定時における各項目の考え方

① 事業の概要

イ. 事業の種別について

収受等計画（供用前）において対象とすることができる事業は、速達性向上、定時性向上、快適性向上等の利用者の利便性向上に直接的かつ効果的につながるもので、主として以下に掲げる事業とする。

	事業の例（整備効果）
速達性向上	複線化・複々線化（通過待ち時間の短縮） 路盤強化・軌間変更（最高速度の向上） 歩行動線の改善を伴う駅改良（乗換時間の短縮） 新線整備（所要時間の短縮）等
定時性向上	複線化・複々線化（列車詰まりの減少） 引上線の新設を伴う駅改良（列車詰まりの減少） 行き違い設備の増設を伴う駅改良（列車詰まりの減少・遅延回復効果の向上） ホーム増設を伴う駅改良（停車時間の短縮） 信号設備の大規模改良（遅延回復効果の向上）等
快適性向上	複線化・複々線化（本数増加による混雑率の低下） 車両基地整備（本数増加による混雑率低下） 車両増備・長編成化（混雑率の低下） 新線整備（乗換回数の減少・安全性の向上） 新駅整備（鉄道へのアクセス性向上）等

ロ. 総事業費、工事期間・工程について

鉄道整備に対する利用者のニーズが多様化・高度化している実態を踏まえ、これらニーズに的確かつ迅速に応える鉄道整備を幅広く促進するため、事業の規模は特段の制限を設けない。

なお、供用開始前に利用者から加算運賃を収受することの特性に鑑み、総事業費や工事期間・工程等の計画は合理的な根拠に基づき十分に精査されたものであることが必要である。

② 加算運賃設定の詳細

イ. 加算運賃の設定区間

加算運賃を設定する区間は、当該事業の供用開始後に速達性向上、定時性向上、快適性向上等の利用者の利便性向上が認められる区間とする。利便性向上効果は、供用開始前に利用者から加算運賃を収受することの特性に鑑み、需要推計等の定量的な手法に基づいて設定するなど、十分に利用者の納得が得られる合理的な根拠に基づくものであることが必要である。また、鉄道事業許可申請時等に実施した需要推計等との整合にも留意する。

ロ. 加算運賃の収受期間

供用開始前に利用者から加算運賃を収受することの特性に鑑み、受益と負担の基本的な考え方を考慮し、供用開始前の加算運賃の収受期間は原則 10 年以内とする（天災その他やむを得ない事由により供用開始が遅れる場合はこの限りでない。）。

ハ. 加算運賃額

運賃種別ごとに加算運賃の設定額を記載する。設定額は、原則として供用開始後の加算運賃の設定額を超えないこととし、供用開始前後における受益の様態等を踏まえ、利用者に対して合理的に説明が可能な額に設定する。

(4) 収入原価の算出

収入原価計算期間は 3 年とし、以下のとおり算出する。

① 収入の算定

収受等計画（供用前）の設定期間各年度において、過去の輸送実績、沿線の将来人口推計等に基づく需要推計等を用いて推定する輸送人員に基づき加算運賃収入を算定する。

② 原価の算定

前倒ししようとする減価償却費を供用開始前の加算運賃の収受期間で除したものを各年度の原価とする。前倒ししようとする減価償却費は、原則実施しようとする設備投資計画に係る減価償却費総額（上下分離方式で整備する場合は、整備・保有主体に発生する減価償却費総額を含む。）の 50%を超えない額とする。補助金等で取得を予定している場合は、設備投資計画に関わる減価償却費総額から補助金等により取得する価額を差し引いた額の 50%を超えない額とする。

(5) 透明性の確保

当該事業区間を現に利用する利用者に限らず、より幅広い利用者に負担を求めることを踏まえ、加算運賃の設定対象となる利用者からの理解を得るため、あらかじめ利用者への丁寧な説明を行うこととする。また、供用開始前に収受する加算運賃は、その管理を適切に行うこととする。

① 計画の公表及び情報提供

鉄軌道事業者は、実施する事業の目的、利用者利便の向上効果、事業実施の確実性、加算運賃を求める利用者の範囲や額及びそれらの考え方等、収受等計画（供用前）の内容をウェブサイトにおいて公表するとともに、利用者へ情報提供することとする。複数の目的・効果がある事業については、事業の主たる目的である速達性向上・定時性向上・快適性向上等の観点から利用者に対して合理的な説明を行うほか、その他の整備効果についても説明することとする。加えて、会社の IR 資料や駅構内掲示・車内吊り・広報誌による情報提供、テレビ新聞等マスメディアでの発表、利用者窓口の設置等、積極的な情報提供を行うこととする。

② 計画の変更

鉄軌道事業者は、加算運賃の区間や収受期間、設定額の上限等、収受等計画（供用前）に係る内容を変更する場合にはあらかじめ変更後の計画を提出するとともに、加算運賃の上限額の変更等認可が必要なものは、国土交通大臣の認可を受けることとする。また、変更した収受等計画（供用前）の内容を公表し、利用者へ積極的な情報提供を行うこととする。

③ 資金の管理

鉄軌道事業者は、利用者から収受した加算運賃は、鉄道事業に関して一定の事業の資金確保に資する類似の制度における資金管理のあり方（特定都市鉄道整備積立金制度では指定法人への積立て、新幹線鉄道大規模改修準備金では内部積立て、鉄道駅バリアフリー料金制度では整備・収受実績の公表等）を踏まえ、これらと同程度の透明性を確保できる資金管理方を講ずることとする。内部積立てとする場合は、現預金に組み入れられることとなるため、その資金用途を一定程度制限する必要があることから、任意積立金の創設、財務諸表への注記等により、適切に資金を管理することとする。

④ 進捗状況等の公表

鉄軌道事業者は、計画に基づき、実施している事業の進捗状況を毎年度ウェブサイトにおいて公表する。また、当該事業に要した設備投資額や、収受した加算運賃の年度別の累計額、回収率等について、毎年度ウェブサイトにおいて公表することとする。

(6) 事業が中止された場合の取扱い

運賃の上限について、改めて、国土交通大臣の認可を受けることとする。その際、本来必要とされる運賃収入総額から本制度によって得た運賃収入相当額を差し引いた額を基礎として所要の運賃水準を決定する。

2. 供用開始後における加算運賃設定について

(1) 認可

供用開始後の運賃設定については、加算運賃を設定して収受するほか、全般的な運賃改定を実施して収受することも妨げないが、いずれの場合も、供用開始前に収受した収入を控除して運賃設定するなど、取扱いを考慮することが必要である。

【各年度における減価償却費の控除の考え方】

(運賃査定上の減価償却費) = (減価償却費) × {1 - (事前収受額/減価償却資産の取得価額)}

(2) 収受等計画（供用後）の策定及び提出

供用開始後に加算運賃を設定する鉄軌道事業者は、運賃設定認可申請時に以下の内容を記載した「加算運賃収受等計画」（以下「収受等計画（供用後）」という。）を策定し、申請書に添付するものとする。

【収受等計画（供用後）の記載事項（任意様式）】

1 事業の概要

事業の種別、区間・箇所、設備投資額、施設使用料等

2 加算運賃設定の詳細

設定区間、収受期間、加算運賃額その他の加算運賃収入の算出の基礎を記載した書類
添付書類

各記載事項の根拠となる書類

(3) 収受等計画（供用後）策定時における各項目の考え方

① 事業の概要

イ. 事業の種別について

「1. (3) ①イ. 事業の種別について」に準じる。ただし、供用開始前の利用者の負担が供用開始後の利用者の負担より大きいものとならないように配慮することを鑑みると、供用開始前に対象とした事業は、通常、供用開始後の加算運賃設定においても対象とするものとなると考えられる。

② 加算運賃設定の詳細

イ. 加算運賃の設定区間

加算運賃を設定する区間は、当該事業区間に限らず、当該事業区間以外の区間を利用することで速達性向上、定時性向上、快適性向上等の利用者の利便性向上が認められる区間も対象とすることができる。なお、収受等計画（供用前）を策定して供用開始前に

加算運賃を収受した事業については、改めて事業の効果を精査することが必要である。当該事業区間以外の利用者からも加算運賃を収受することの特性に鑑み、利便性向上効果は需要推計等の定量的な手法等に基づいて設定するなど、十分に利用者の納得が得られる合理的な根拠に基づくものであることが必要である。また、鉄道事業許可申請時等に実施した需要推計等との整合にも留意する。

ロ. 加算運賃額

運賃種別ごとに加算運賃の設定額を記載する。なお、供用開始前後における受益の様態等を踏まえ、利用者に対して合理的に説明が可能な額に設定する。

(4) 収入原価の算出

収入原価計算期間は3年とし、以下のとおり算出する。算出に当たっては供用開始前に前倒しした減価償却費相当額を超えた収入があった場合はその収入を考慮することとする。

① 収入の算定

収受等計画（供用後）の設定期間各年度において、過去の輸送実績、沿線の将来人口推計等に基づく需要推計等を用いて推定する輸送人員に基づき加算運賃収入を算定する。

② 原価の算定

資本費（加算運賃設定時の減価償却費及び加算運賃設定に係る施設使用料・支払利子等）から供用開始前の加算運賃で収受した前倒しした減価償却費相当額を差し引いたものとする。なお、通常の運賃改定と合わせて実施する場合においても、あらかじめ収受した減価償却費相当額は控除して算定する。

なお、新線整備に伴い加算運賃を設定する場合については、以下のとおり算出する。

① 収入の算定

新線区間の基本運賃等及び加算設定区間全体の加算運賃を算定する。

② 原価の算定

新線区間の人件費・経費・減価償却費（前倒しした減価償却費を除く。）等の費用、諸税及び事業報酬を算定する。

(5) 透明性の確保

当該事業区間を現に利用する利用者に限らず、より幅広い利用者に負担を求めることを踏まえ、加算運賃の設定対象となる利用者からの理解を得るため、あらかじめ利用者への丁寧な説明を行うこととする。

① 計画の公表及び情報提供

鉄軌道事業者は、実施する事業の目的、利用者利便の向上効果、加算運賃を求める利用者の範囲や額及びそれらの考え方等、収受等計画（供用後）の内容をウェブサイトにおいて公表するとともに、利用者へ積極的に情報提供することとする。複数の目的・効果があ

る事業については、事業の主たる目的である速達性向上・定時性向上・快適性向上等の観点から利用者に対して合理的な説明を行うほか、その他の整備効果についても説明することとする。

② 計画の変更

鉄軌道事業者は、加算運賃の区間や收受期間、設定額の上限等、收受等計画（供用後）に係る内容を変更する場合にはあらかじめ変更後の計画を提出するとともに、加算運賃の上限額の変更等認可が必要なものは、国土交通大臣の認可を受けることとする。また、変更した收受等計画（供用後）の内容を公表し、利用者へ積極的な情報提供を行うこととする。

③ 進捗状況等の公表

鉄軌道事業者は、「加算運賃に係る情報提供の充実について」（平成 24 年 8 月 27 日 国鉄事第 143 号）及び「加算運賃の終了時期の判断方法と情報提供の方法について」（平成 25 年 10 月 17 日 国鉄事第 234 号）に基づくものとする。

ただし、「加算運賃の終了時期の判断方法と情報提供の方法について」（平成 25 年 10 月 17 日 国鉄事第 234 号）2、3 及び別紙中「加算区間」とあるのは、「新線区間」と読み替える。

3. 利用者の負担への配慮

供用開始前後において加算運賃を設定する場合、利用者に過度の負担感を与えないよう配慮するものとする。特に加算運賃の設定範囲や一利用あたりの設定額については、合理的な説明を通じて利用者の納得感が得られるよう配慮するものとする。

4. 本制度の適用事業

本制度が適用される事業は、必ずしも第一種鉄道事業や上下分離方式による整備事業に限定されるものではない。

5. 国土交通省への資料提出等について

制度の円滑・適正な運用を図る観点から、国土交通省において本制度の運用状況を適宜確認するとともに、利用者の利益が保護されていないと認められる際には、必要な措置を講ずることとする。

(1) 進捗状況等について

鉄軌道事業者は、前年度の進捗状況等について、公表に先立ち、原則、当年度の 6 月末までに国土交通省に提出することとする。国土交通省においては、鉄軌道事業者により提出された進捗状況等に記載されている整備費の実績を確認するとともに、認可時において当該事業者より提出されていた計画と大きな乖離がないか確認することとする。

(2) 進捗状況等の公表について

鉄軌道事業者は、ウェブサイトにおいて進捗状況等を公表した際には、その旨を国土交通省に報告することとする。やむを得ない場合を除き、当年度の6月末までにウェブサイトにおいて進捗状況等が公表されていない事実が認められるときには、国土交通省は、必要に応じて、鉄道事業法等に基づく措置を講ずるとともに、国土交通省において、当該鉄軌道事業者に代わって利用者に対する情報提供等に関する取組を実施することとする。

様式

工 事 計 画 書

1 工事の概要

2 施設整備の概要

- (1) 線 路
- (2) 停車場
- (3) 車 両
- (4) 車 庫
- (5) 電気施設
- (6) 通信施設
- (7) その他

3 予定工程

- 注 1 施設整備の概要は、施設ごとに個所及び規模の概要を記入すること。
- 2 予定工程が区間ごとに異なる場合は、その区間に応じ、着工年度及び竣工年度を記入すること。

○供用開始前の加算運賃に関する公表データのイメージ

	累 計	〔直近年度〕
設備投資予定額 (A)	_____億円	
加算運賃収入累計額 (B)	_____億円	〔_____億円〕
回収率 $B/A \times 100$	_____%	
終了時期についての見解等		

※あわせて、別紙データ（直近5ヶ年のデータ等）を掲出